改正後

第二条の二　法第三条第二号の国土交通省令で定める油性混合物は、次に掲げる油性混合物であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるものとする。

一　（略）

二　次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ～ハ　（略）

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

三　次に掲げるいずれかの物質と灯油との混合物（灯油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ　アルカン（炭素数が十から十七までのもの（シクロアルカンを除く。）及びその混合物に限る。）

ロ　イに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

四　次に掲げるいずれかの物質と揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ　（略）

ロ　イに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

（令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質）

第十二条の三の二の十　令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一　日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書BのB・五（生殖細胞変異原性）に規定する危険有害性区分一A又は危険有害性区分一Bに該当する物質であつて、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの

改正前

第二条の二　法第三条第二号の国土交通省令で定める油性混合物は、次に掲げる油性混合物であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるものとする。

一　（略）

二　次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ～ハ　（略）

ニ　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

（新設）

三　次に掲げるいずれかの物質と揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ　（略）

ロ　前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

（令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質）

第十二条の三の二の十　令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

（新設）